

桑名市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市規則第20号

桑名市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

桑名市職員の特殊勤務手当に関する規則（平成16年桑名市規則第37号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（有害鳥獣駆除作業従事職員の特殊勤務手当）

第7条 条例第11条第1項に規定する有害鳥獣駆除作業従事職員の手当は、有害鳥獣の殺処分及び死骸処理の作業に直接従事したときに、1件につき2,000円を支給する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。